

物資選定会への見本提出及び物資審査に関する取扱要綱

1 物資選定会の役割

一般財団法人広島市学校給食会が学校給食用物資を購入するに当たり、入札に参加する業者が納品を予定している物資が学校給食用物資として適当であるかを判断するため、特に物資の品質・規格等を確認する必要があると認められる物資を抽出して物資選定会において審査を行い、もって学校給食用物資の入札業務の適切かつ円滑な実施に資する。

2 見本提出を要する物資の抽出基準

- (1) 品質・量目を確認する必要がある物資
- (2) 内容物・カット・サイズ等を確認する必要がある物資
- (3) 物資選定会で品質等について過去（1年間程度）に問題があった物資
- (4) 学校等給食現場で品質等について過去（1年間程度）に問題があった物資
- (5) 初めて使用する物資
- (6) 行事食等、まれにしか使用しない物資

3 見本により審査・確認等する事項

- (1) 「学校給食用食品の規格・品質」及び「物資選定会資料の規格等で指定した事項」等との整合性
- (2) 物資の品質（食品の味覚・食感・肉質・におい・色合い・アレルギー物資の有無）・量目（指定した物資量の確認）
- (3) 物資の内容物（内容量）・カットの仕方・サイズ
- (4) 容器包装類の状況等（容器の取り扱い易さ、食品の保存状態等）
- (5) 使用後のごみ発生軽減・抑制度合い
- (6) 入札参加希望業者数及び納入物資の見積価格

4 物資選定会の運営

- (1) 会長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。
- (2) 委員長は、物資選定会を統理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 委員長及び副委員長の任期は、「学校給食用物資の調達に関する規程」第10条に準ずる。
- (5) 物資選定会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査方法等

- (1) 見本提出物資は、学校給食用物資選定委員の意見を聴いて事務局長が決定する。
- (2) 出席委員は、見本提出物資の審査結果を「選定物資評価表」に記載して、委員長に提出する。
- (3) 審査の結果、入札参加物資として不適当と判断された物資は、その理由を付して納

入業者に通知するとともに、入札参加物資から除外する。ただし、入札までに当該理由の改善が見込まれる場合は、条件を付して入札に参加させることができる。

- (4) 物資選定会で入札参加物資から除外された物資は、入札参加物資として不相当と判断された理由を改善した上で、再度、物資選定会に見本を提出し、入札参加物資と認められた後でなければ、学校給食用物資の入札には参加できないものとする。

附 則

この要綱は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。